

豊川市赤塚山公園えさサポーター募集要綱

(目的)

第1条 本要綱は、豊川市赤塚山公園において個人、企業および団体からの餌の支援を受けることにより、公園の運営負担を軽減するとともに、市民の動物愛護および動物や自然との共生に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(支援対象)

第2条 えさサポーターが提供する支援の対象は、別途公園が指定する一覧に記載された餌とする。

(支援の条件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する餌は、支援を受け付けないものとする。

- (1) 豊川市赤塚山公園支援対象餌一覧以外のもの
- (2) 傷んでいる、または古いもの
- (2) 開封済みの商品
- (3) 消費期限または賞味期限が近い、もしくは切れているもの
- (4) 公園の収容能力を超える量のもの
- (5) 豊川市赤塚山公園が指定する場所に持参しない、またはできないもの

(登録要件)

第4条 えさサポーターとして活動できるのは、本要綱に基づき登録され、豊川市広告掲載基準を満たす個人、企業および団体とする。

(WEBページ等掲載)

第5条 えさサポーター登録者の氏名、企業名および団体名は、豊川市赤塚山公園のホームページ、同園内の看板等に掲載することができる。なお、掲載する基準は、豊川市広告掲載基準を満たす個人、企業および団体とする。

2 掲載期間については、支援を受け付けた月から起算して3ヶ月間とする。

(申請手続き)

第6条 えさサポーターの登録を希望する個人、企業および団体は、「えさサポーター申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、赤塚山公園内「ぎよぎよランド」事務所に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、えさサポーター登録の取り消しを行うことができる。

- (1) 登録者から取り下げの申し出があったとき
- (2) 登録者が提供した餌に不備があった場合、または登録者について登録の継続が適当でない事由が判明したとき

(承諾事項)

第8条 えさサポーターは、次の事項を承諾しなければならない。

- (1) 支援者が特定の動物に与えることを指定できないこと。
- (2) 餌を与える日時を指定できないこと。
- (3) 動物に餌を与えた際の写真や動画の提供を行わないこと。
- (4) 支援いただいた餌の返却は行わないこと。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。